

◎ 要配慮個人情報に関する規定の整備

【法令名】

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

【掲載官報】	平成 29 年 2 月 15 日 本紙第 6958 号 3 ページ
【法令番号】	平成 29 年 2 月 15 日 政令第 19 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	整備法の施行の日（平成 29 年 5 月 30 日）から施行
【制定の根拠】	関係法律
【法令のあらまし】	<p>【行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 DNA を構成する塩基の配列、容貌、虹彩の模様等一定の身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であつて、特定の個人を識別するに足るものとして総務省令で定める基準に適合するもの、旅券の番号等及び一定の証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める符号等を個人識別符号に位置付けることとした。 2 心身の機能の障害があること、医師等により行われた健康診断等の結果、医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、刑事事件に関する手続又は少年の保護事件に関する手続が行われたことを内容とする記述等を含む個人情報を要配慮個人情報に位置付けることとした。 3 行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料を定めることとした。 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。（第 1 条関係） <p>【独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 DNA を構成する塩基の配列、容貌、虹彩の模様等一定の身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であつて、特定の個人を識別するに足るものとして総務省令で定める基準に適合するもの、旅券の番号等及び一定の証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める符号等を個人識別符号に位置付けることとした。 2 心身の機能の障害があること、医師等により行われた健康診断等の結果、医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われ

	<p>たこと、刑事事件に関する手続又は少年の保護事件に関する手続が行われたことを内容とする記述等を含む個人情報を要配慮個人情報に位置付けることとした。</p> <p>3 その他所要の規定の整備を行うこととした。(第2条関係)</p> <p>【鉱業登録令等の一部改正関係】</p> <p>行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第51号。以下「整備法」という。)による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第3条関係)</p> <p>【個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正関係】</p> <p>参事官の職務に行政機関非識別加工情報の取扱いに関する監視及び独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する監督を追加することとした。(第4条関係)</p> <p>経過措置</p> <p>行政機関及び独立行政法人等が整備法の施行の際現に作成している個人情報ファイル簿の記載事項の修正に係る経過措置について必要な規定を設けることとした。(第5条及び第6条関係)</p> <p>その他</p> <p>関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。(附則第2条から第5条まで関係)</p>
<p>【改正される法令】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号) ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第549号) ・ 鉱業登録令(昭和26年政令第15号) ・ 漁業登録令(昭和26年政令第292号) ・ 鉱害賠償登録令(昭和30年政令第27号) ・ ダム使用権登録令(昭和42年政令第2号)

WestlawJapan 法令あらし

- ・ 特定鉱業権関係登録令（昭和 53 年政令第 382 号）
- ・ 動産・債権譲渡登記令（平成 10 年政令第 296 号）
- ・ 後見登記等に関する政令（平成 12 年政令第 24 号）
- ・ 船舶登記令等の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 249 号）
- ・ 公共施設等運営権登録令（平成 23 年政令第 356 号）
- ・ 個人情報保護委員会事務局組織令（平成 27 年政令第 434 号）
- ・ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 23 年政令第 421 号）
- ・ 復興庁組織令（平成 24 年政令第 22 号）
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成 27 年政令第 301 号）